

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
守山市	地区（ 開発 集落）	平成25年 3月	令和3年 1月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.70ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	50.52ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.26ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.06ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.20ha
④地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00ha
(備考)	

注1：④の面積は、「(参考1) 中心経営体の一覧」の「5年後の意向」のうち、「現在からの増加分」の面積を記載します。

注2：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在中心経営体Aの後継者として、50代の者が従事しているため後継者に関して大きな問題はない。耕地面積のうち中心経営体が占める割合は低いが、入作者を含めると過半数以上が集積できているため集落としての課題はない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田に関しては中心経営体である営農組合へ集約していく。畑地等に関しては、新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来的な経営農地の集約化を目指し、原則として農地を機構に貸し付けていく。

(3) 地域外の人材確保に関する取組方針

地域外からの新規就農者を受入れ、開発営農組合で育成することで園芸部門の後継者確保につなげる。

(参考1) 中心経営体の一覧

属性 (※ 1)	農業者 (氏名・名称) (※2)	現状		5年後の意向			
		経営作目	経営面積 (※3)	経営作目	経営面積 (※3)	現状からの 増加分	農業を営む範囲
認農法	A	水稲 麦・大豆 野菜	21.1 ha	水稲 麦・大豆 野菜	23.1 ha	2 ha	
認農	B	水稲 麦・大豆	5.2 ha	水稲 麦・大豆	5.2 ha	0 ha	
認農法	C	水稲	0.5 ha	水稲	0.5 ha	0 ha	
計			26.8 ha		28.8 ha	2 ha	

※1 属性別の表示方法

- ・個人の認定農業者…「認農」
- ・法人の認定農業者…「認農法」
- ・認定新規就農者…「認就」
- ・法人化や農地集積を行うことが確実である集落営農…「集」
- ・基本構想水準到達者（上記以外）…「到達」

※2 本人から同意が得られた情報のみ、公表します。個人情報の取扱いについては十分注意してください。